

地球温暖化対策の推進に関する法律(1998.10成立)

- COP3(国連気候変動枠組条約第3回締約国会議、1997年、京都)において、京都議定書が採択され、第一約束期間(2008～2012)における先進国の削減義務を規定
- 我が国は、京都議定書の採択を受け、地球温暖化対策の推進に関する法律を制定し、地球温暖化対策に取り組むための基礎的な枠組みを規定
- 法律には、京都議定書に定められた1990年比6%削減目標を達成するための、京都議定書目標達成計画の策定義務を明記

新たな中期的目標の設定

民主党政権発足により、国際的な公約として、2020年における中期的目標を新たに表明

この中期的目標を達成するための政策を体系的に明らかにし、2013年以降の枠組みづくりのための国際交渉に向けた、我が国の地球温暖化対策の基本的な方向性を法律として明示する必要性が生じた。

地球温暖化対策基本法案(2010.3法律案提出)

- 鳩山政権で示した2020年度における2005年度比25%削減目標を記載(全ての主要国における公平かつ誠実な削減目標の履行が条件)
- 国内排出量取引制度の創設、地球温暖化対策のための税の検討その他の税制全体の見直し、再生可能エネルギーに係る全量固定価格買取制度の創設という主要な3つの制度の構築に加え、各種施策等について規定

東日本大震災後の状況の変化

福島第一原子力発電所の事故により、将来の削減目標達成のための前提としていた原発の新設による発電量割合の増加について困難な状況が生じた。

地球温暖化対策基本法案は廃案を経て、2010年10月に国会に再提出されたものの、継続審議を繰り返した結果、2012年10月に国会解散により廃案となった。

地球温暖化対策の推進に関する法律改正の必要性

- 現行の地球温暖化対策の推進に関する法律では、京都議定書に基づく削減約束に対応して、京都議定書目標達成計画を策定することとされているが、2012年末をもって京都議定書第一約束期間が終了し、現行の京都議定書目標達成計画に基づく取組も2012年度末をもって終了する。
- このため、2013年度以降、現行法においては、空白期間が生じる事態となっている。
- 我が国は、京都議定書第二約束期間(2013～2020年)には加わらないものの、国連気候変動枠組条約下のカンクン合意に基づき、2013年度以降も引き続き地球温暖化対策に取り組む。
- このため、今後の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国による地球温暖化対策計画の策定を規定する等の所要の措置を規定する必要がある。

改正内容(案)

1. 温室効果ガスの種類の追加

三ふっ化窒素を温室効果ガスの種類として追加する。

2. 地球温暖化対策計画の策定

国は、地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等を内容とする地球温暖化対策計画を策定するものとする(少なくとも3年ごとに検討を加え、必要に応じ変更する)。

3. 地球温暖化対策推進本部の所掌事務の変更等

地球温暖化対策計画の案は、地球温暖化対策推進本部において作成することとする。
2015年までに、長期的展望に立ち、国際的に認められた知見を踏まえ、施行状況について検討を加え、法制上の措置その他の必要な措置を講ずる。

※ 削減目標については、地球温暖化対策計画で規定することとしている。